

資料 1

2021年12月23日

食品衛生分科会

審議事項に関する資料

(1) 審議事項

① 食品中の農薬等の残留基準設定について

- ・ホラムスルフロン（適用拡大申請）…………… 3

ホラムスルフロン (Foramsulfuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／除草剤
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。アセト乳酸合成酵素（ALS）の活性阻害によりタンパク質合成が阻害され、除草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	てんさい／一年生雑草 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において基準値の設定は不要とされており、カナダ及びニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI: 0.5 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 妊娠 6～18 日 発生毒性試験（ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重減少/増加抑制及び摂餌量減少等） 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100 （参考） 評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、ホラムスルフロンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。 <u>ARfD: 設定の必要なし</u> ホラムスルフロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ホラムスルフロンのとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.0</td></tr> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.0	幼小児（1～6 歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65 歳以上）	0.0
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.0										
幼小児（1～6 歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65 歳以上）	0.0										
意見聴取の状況	令和 3 年 11 月 12 日に在京大使館への説明を実施 令和 3 年 12 月 6 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

(別紙1)

農薬名 ホラムスルフロン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
てんさい	0.01		申		⋮	<0.01,<0.01,<0.01

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

答申（案）

（別紙2）

ホラムスルフロン

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.01